

大河原町全国スポーツ大会等出場者褒賞金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町を代表して全国大会等の各種スポーツ大会（当該大会に出場する権利を取得するための予選会又は選考等を経なければならないものに限る。以下「全国スポーツ大会等」という。）に出場した選手等（監督、コーチ、マネージャーその他選手と同等のものとして町長が認める者を含む。以下同じ。）に対し、出場の栄誉をたたえ大河原町スポーツ大会等出場者褒賞金（以下「褒賞金」という。）を交付することにより、町民のスポーツ意識の高揚及びアマチュアスポーツの競技力向上を図り、もって生涯スポーツの普及促進に資することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 褒賞金の交付を受けることができる者は、次条に規定する交付対象大会（町長が指定する期間内において開催されるものに限る。）に出場し、又は出場することが予定されている選手等であって、当該大会への出場の時点において町内に住所を有する者（修学のため転出し、かつ、当該修学のため在学中である者であって、転出以前において同一の世帯に属していた者が引き続き町内に住所を有している者を含む。）とする。

(交付対象大会及び交付額)

第3条 褒賞金の交付対象となる全国スポーツ大会等及び交付額は、別表に定めるとおりとする。この場合において、同種の大会が複数回にわたり開催されている場合は、当該大会への出場ごとに一度に限り交付できるものとする。

(交付申請)

第4条 褒賞金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、町長が指定する期間内に、全国スポーツ大会等出場者褒賞金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(褒賞金の交付決定及び交付方法)

第5条 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、審査の結果を全国スポーツ大会等出場者褒賞金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 褒賞金は、町長が指定する時期及び方法により申請者に交付するものとする。

(褒賞金の返還)

第6条 町長は、前条第2項の規定により褒賞金の交付を受けた者について、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した褒賞金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 出場が予定されていた交付対象大会が中止となったとき。
- (2) 出場が予定されていた交付対象大会へ出場しなかったとき。
- (3) 虚偽その他不正な方法により褒賞金の交付を受けたことが認められたとき。
- (4) その他褒賞金の交付が不相当と町長が認めたとき。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、褒賞金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。